

【中小法人・個人事業者のための】

持 続 化 給 付 金

じぞくかきゅうふきん

売上が前年同月比50%以上減少している事業者の方は、
事業の継続を下支えし、事業全般に広く使える給付金を申請できます。

(今年12月までに売上が50%以上減少した月がある事業者が対象。令和3年1月15日(金)まで申請が可能です。)

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。
※今までと同じ制度であり、一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※詳細は、申請要領等をご確認ください。

持続化給付金とは？

中堅・中小企業、
小規模事業者 上限 **200万円** フリーランスを含む
個人事業者 上限 **100万円**

給付額 前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

申請方法

迅速かつ安全に給付を行うため、電子(オンライン)申請で受け付けます。パソコンでも、スマホでも、簡単にできます。

申請は持続化給付金ホームページから。「持続化給付金」の詳細情報もご覧いただけます

<https://jizokuka-kyufu.go.jp/>

パソコンでの
申請は

持続化給付金

検索

スマホでの
申請は



持続化給付金相談窓口

※相談窓口は、不正受給の
内部通報にも対応しています。

0120-279-292 IP電話専用回線 03-6832-6631

受付時間 8:30-19:00 (土曜日・祭日を除く) 開設期間 9/1(火)～2/28(日)予定 ※12/29(火)～1/3(日)は休みの予定
※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

▲「持続化給付金」を装った詐欺にご注意ください!

小規模事業者持続化補助金 〈一般型〉(令和元年度補正予算)

本補助金は、小規模事業者の皆さんが経営計画に基づいて取り組む販路開拓などの
取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

公募期間	(3回受付締切) 2020年10月2日(金) (4回受付締切) 2021年2月5日(金) ※締切日当日消印有効
事業実施期間	(3回受付締切) 2021年7月31日(土)まで (4回受付締切) 2021年11月30日(火)まで
補助率	2/3以内 上限 50万円 ※ ※一定の条件に該当すれば上限100万円

公募要領・申請様式は伊根町商工会HPをご覧ください

<https://ine.kyoto-fsci.or.jp/>
お問合せ：伊根町商工会 TEL32-0302



ガイドライン推進宣言事業所 ステッカー交付

対象事業者

- (1)ガイドライン遵守を宣言した京都府内に施設を有する事業者
- (2)京都府及び府内市町村の文化、スポーツ等の住民利用施設
- (3)京都府「新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等支援補助金」交付事業者のうち、ガイドライン遵守を宣言した事業者



ステッカー交付の流れ

手続き1 各事業者が、ガイドラインに基づき新型コロナウイルス感染拡大予防に
取り組むことを自ら宣言・実施(ガイドラインは以下①～③のいずれかを選択)

- ①業種別ガイドライン【内閣官房】
- ②「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言(ガイドライン)」【京都市観光協会】
- ③「感染拡大防止ガイドライン(例)(標準的対策)」【京都府】

手続き2 各事業者が、以下①または②の方法によりステッカーを入手

- ①円形シール(直径113mm): 経済団体などの窓口へ申込書を提出
府内各商工会・商工会議所、(一社)京都経営者協会、(一社)京都経済同友会、
(公社)京都工業会、京都府中小企業団体中央会、京都府観光連盟、京都市観光協会
- ②PDFデータ: 京都会議HP (<https://www.kyotokaigi.com/>) から申込

お問い合わせ先

- 中小企業緊急経営支援コールセンター
TEL.0120-555-182 (平日9:00～17:00)
- 京都府緊急事態措置コールセンター
TEL.075-414-5907 (平日9:00～18:00)

日本政策金融公庫 経営改善貸付制度

マル経
融資

伊根町内中小企業者が、商工会経営指導を受け、商工会長の推薦を受けた方

融資対象者	※次のすべての条件を満たしていることが必要 ① 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業5人以下) ② 最近1年以上伊根町で事業を営んでいる事業所 ③ 原則6ヶ月以上商工会の経営指導を受けている事業所 ④ 所得税・法人税・事業税・町府民税のすべてを完納している事業所 ⑤ 商工業者で日本政策金融公庫国民生活事業の非対象業種でない事業所	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	2,000万円	
保証人・担保	無担保・無保証人	
ご返済期間 ※元金均等月賦返済	10年以内 (据置期間:2年以内)	7年以内 (据置期間:1年以内)
年 利 率	1.21% (令和2年9月1日現在)	
準備物	(個人) ・前年及び前々年の青色決算書(白色収支内訳書)及び申告書控 ・所得税、事業税の領収書又は納税証明書 ・決算後6ヶ月以上の場合は直近の試算表 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。	(法人) ・前年及び前々年の決算書及び申告書控 ・決算後6ヶ月以上の場合は直近の試算表 ・法人税、事業税の領収書又は納税証明書 ※必要に応じて、その他の書類を御準備いただくこともございます。

※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
※利率は金融情勢によって変化いたしますので、記載されている利率とは異なる場合がございます。
日本政策金融公庫 http://www.jfc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html

税務相談センターを開設します 無料です!!

近畿税理士会では、「近畿税理士会・税務相談センター宮津支部会場」を
開設しますので、ご利用下さい。

- 対象者………税理士または税理士法人の関与がない一般納税者の方。
- 開催予定………(時間はいずれも午後1時30分～午後4時30分)

開催場所	開催日
宮津納税協会	10/14(水)・11/11(水)・12/2(水)
野田川わーくばる	10/7(水)・11/25(水)・12/16(水)
伊根町商工会	12/9(水)・1/13(水)



問い合わせ先 糸井税務会計事務所 (TEL 43-0288) / 宮津納税協会 (TEL 22-4449)

使用者も・労働者も必ずチェックを!
令和2年度 京都府最低賃金 **909円** 時間額
令和元年10月1日から 引き続き

909円



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度

検索

<http://www.saiteichingin.info/>

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備したセーフティネット

小規模企業共済制度

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または
会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、
事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。



2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、
課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、
分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です